

「食品安全法」

※本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものでないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国主席令

第九号

『中華人民共和国食品安全法』が2009年2月28日、中華人民共和国第十一期全国人民代表大会常務委員会第七回會議で採択されたため、ここに公布し、2009年6月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦涛

2009年2月28日

中華人民共和国食品安全法

(2009年2月28日第十一期全国人民代表大会常務委員会第七回會議を通過)

目次

- 第一章 総則
- 第二章 食品安全のリスクモニタリングと評価
- 第三章 食品安全基準
- 第四章 食品の生産・加工と流通サービス
- 第五章 食品検査
- 第六章 食品輸出入
- 第七章 食品安全事故の処理
- 第八章 監督管理

第九章 法律責任

第十章 附 則

第一章 総 則

第一条 食品の安全性を保証し、公衆の身体の健康と生命の安全を保障するために、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内で以下の活動に従事する場合、本法を遵守しなければならない。

(一) 食品の生産と加工（以下、食品の製造と略称する）、食品の流通と飲食サービス（以下、食品の販売と略称する）。

(二) 食品添加物の製造・販売。

(三) 食品に用いる包装資材、容器、洗浄剤、消毒剤および食品の製造・販売に用いる器具、設備（以下、食品関連製品と略称する）の製造・販売。

(四) 食品の製造・販売者の食品添加物、食品関連製品の使用。

(五) 食品、食品添加物および食品関連製品に対する安全管理。

食用の農産物（以下、食用農産物と略称する）の品質安全管理については、「中華人民共和国農産物品質安全法」の規定を遵守する。但し、食用農産物の品質安全基準の制定、食用農産物の安全関連情報の公表にあたっては、本法の関連規定を遵守しなければならない。

第三条 食品の製造・販売者は、法律、法規および食品安全基準に基づいて製造・販売活動に従事し、社会および公衆に対して責任を負い、食品安全を保証し、社会の監督を受け、社会の責任を引き受けなければならない。

第四条 国務院は食品安全委員会を設立する。その業務の職責は国務院の規定による。

国務院衛生行政部門は、食品安全の総合的な調整の職責を負い、食品安全のリスク評価、食品安全基準の制定、食品安全情報の公表、食品検査機関の資格認定条件と検査規範の制定の責任を負い、食品安全重大事故の調査と処理を指揮する。

国務院の品質監督部門、工商行政管理部門、国家食品薬品監督管理部門が、本法および国務院が規定する職責に従って、食品製造、食品流通、飲食サービス活動の実施についてそれぞれに監督管理を分掌する。

第五条 県レベル以上の地方人民政府は、その行政区域の食品安全監督管理業務について統一的に責任を負い、指導、調整、とりまとめを行い、健全な食品安全の全てのプロセスを監督管理する業務メカニズムを構築する。また、食品安全にかかわる突発事件への対応業務を統一的に指導、指揮する。また、食品安全監督管理責任制を完全なものとして実行し、食品安全監督管理部門に対して、評議・審査を実施する。

県レベル以上の地方人民政府は、本法および国務院の規定に基づいて同じレベルの衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門の食品安全監督管理の職責を確定する。関連部門はその職責の範囲において、その行政区域の食品安全監督管理業務について責任を負う。

上のレベルの人民政府の所属部門が下のレベルの行政区域に設置した機関は、所在地にある人民政府の統一的なとりまとめと調整の下で、法に基づき食品安全監督管理業務を実施する。

第六条 県レベル以上の衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、意思疎通に力を入れ、密接に協力しあわなければならない。それぞれの職責に基づいて分担して、法に基づいて職権を行使し、責任を負う。

第七条 食品業種協会は、業界の自律を強化し、食品製造・販売者が法に基づき製造・販売を行うよう誘導し、業界における信用の構築を推進し、食品安全に関する知識につ

いて宣伝し、普及する。

第八条 国は、社会团体、基層住民の自治組織が、食品安全の法律、法規および食品安全基準と知識の普及活動を行い、健康的な飲食方式を唱導し、消費者の食品安全意識と自己保護能力を増強することを奨励する。

メディアは、食品安全の法律、法規、食品安全基準と知識に関して宣伝しなければならないとともに、本法に違反する行為に対して世論の監督を行わねばならない。

第九条 国は、食品安全に関する基礎研究と応用研究を奨励、支持し、食品製造・販売者が食品安全レベルを引き上げるために、先進的な技術と管理規範を取り入れることを奨励、支持する。

第十条 いかなる組織又は個人も、食品の製造・販売のうち、本法に違反する行為について通報する権利を有し、関連部門へ食品安全に関する情報を照会し、食品安全監督管理業務に対して意見と提案を提出する権利を有する。

第二章 食品安全リスクモニタリングと評価

第十一条 国は、食品安全リスクモニタリング制度を構築し、食源性疾病、食品汚染及び食品中の有害物質についてモニタリングを実施する。

国務院衛生行政部門は、国務院の関連部門と共同で、国家食品安全リスクモニタリング計画を制定、実施する。省、自治区、直轄市人民政府の衛生行政部門は、国家食品安全リスクモニタリング計画に基づいて、その本行政区域の具体的な状況に照らして、その行政区域の食品安全リスクモニタリングプログラムを制定、実施するようとりまとめる。

第十二条 国務院農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、国家食品薬品監督管理部門等の関連部門は、食品の安全にかかわるリスク情報を知り得た場合、ただちに国務院衛生行政部門に通報しなければならない。国務院衛生行政部門は、関連部門と共同で

情報を確認した後、すみやかに食品安全リスクモニタリング計画を調整しなければならない。

第十三条 国は、食品安全リスク評価制度を構築し、食品、食品添加物中の生物的・化学的・物理的の危害に対してリスク評価を実施する。

国務院衛生行政部門は、食品安全リスク評価業務をとりまとめる責任を負い、医学、農業、食品、栄養等の分野の専門家から構成される食品安全リスク評価専門家委員会が食品安全リスク評価を実施する。

農薬、肥料、成長調整剤、動物用薬品、飼料および飼料添加物等の安全性評価は、食品安全リスク評価専門家委員会の専門家が参加しなければならない。

食品安全リスク評価は、科学的方法を運用し、食品安全リスクモニタリング情報、科学的データおよびその他の関連情報に基づいて実施しなければならない。

第十四条 国務院衛生行政部門は、食品安全リスクモニタリングを通して、又は通報を受けて、食品安全面で潜在的問題が存在しうることが発覚した場合、ただちに検査および食品安全リスク評価をとりまとめなければならない。

第十五条 国務院農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、国家食品薬品監督管理部門等の関連部門は、国務院衛生行政部門に対して、食品安全リスク評価の提言を提出し、あわせて関連情報と資料を提出しなければならない。

国務院衛生行政部門は、国務院の関連部門に対し、食品安全リスク評価の結果をすみやかに通知しなければならない。

第十六条 食品安全リスク評価結果は、食品安全基準の制定、改定および食品安全に対して実施する監督管理の科学的根拠である。

食品安全リスク評価の結果、食品が安全でないとする結論となった場合、国務院品質監督部門、工商行政管理部門、国家食品薬品監督管理部門は、各職責に基づいて、ただちに

適切な措置をとり、当該食品の製造と販売の停止を確保し、あわせて消費者に食用を停止するよう告知しなければならない。関連する食品安全国家基準を制定、改定する必要がある場合、国務院衛生行政部門はただちに制定、改定しなければならない。

第十七条 国務院衛生行政部門は、国務院関連部門と共同で、食品安全リスク評価結果および食品安全監督管理情報に基づいて、食品安全状況に対する総合的分析を実施する。総合的分析の結果、比較的高い安全リスクがあることが予測される食品に対して、国務院衛生行政部門はすみやかに食品安全リスク警告を提出し、あわせて公表しなければならない。

第三章 食品安全基準

第十八条 食品安全基準を制定するにあたり、公衆の身体の健康を保障することを主旨とし、科学的、合理的であり、安全で信頼があることを実現しなければならない。

第十九条 食品安全基準は強制執行基準である。食品安全基準以外に、その他の食品で強制的な基準を制定してはならない。

第二十条 食品安全基準には以下の内容が含まなければならない。

(一) 食品、食品関連製品中の病原性微生物、農薬残留、動物用薬品残留、重金属、汚染物質およびその他の人体の健康に危害を及ぼす物質の量的制限の規定。

(二) 食品添加物の種類、使用範囲、使用量。

(三) 乳幼児およびその他の特定グループに供給する主食品・補助食品の栄養成分に関する要求。

(四) 食品安全、栄養に係るラベル、表示、説明書に対する要求。

(五) 食品製造・販売過程における衛生面の要求。

(六) 食品安全に関する品質上の要求。

(七) 食品検査の方法と規程。

(八) その他、食品安全基準として制定を必要とする内容。

第二十一条 食品安全国家基準は、国務院衛生行政部門の責任により制定、公布し、国務院標準化行政部門が国家基準番号を提供する。

食品中の残留農薬、残留動物用薬品の制限量の規定およびその検査方法と規程は、国務院衛生行政部門と国務院農業行政部門が制定する。

家畜、家禽のと畜検査規程は、国務院関連主管部門が国務院衛生行政部門と共同で制定する。

関連製品の国家基準が食品安全国家基準の定める内容に関連する場合、食品安全国家基準と一致させなければならない。

第二十二条 国務院衛生行政部門は、現行の食用農産物品質安全基準、食品衛生基準、食品品質基準および食品に関連する業界基準の中で強制執行の基準を整合し、食品安全国家基準として統一的に公布しなければならない。

本法に規定する食品安全国家基準が公布されるまで、食品製造・販売者は、現行の食用農産物品質安全基準、食品衛生基準、食品品質基準および食品に関連する業界基準に基づいて、食品を製造・販売しなければならない。

第二十三条 食品安全国家基準は、食品安全国家基準審査委員会の審査を通過しなければならない。食品安全国家基準審査委員会は、医学、農業、食品、栄養等の分野の専門家および国務院関連部門の代表から構成される。

食品安全国家基準を制定する場合、食品安全リスク評価結果に依拠するとともに、食用農産物の品質安全リスク評価結果を十分に考慮しなければならない。関連する国際基準と国際的な食品安全リスク評価結果を参照し、あわせて食品製造・販売者と消費者の意見を広く聴取しなければならない。

第二十四条 食品安全国家基準がない場合は、食品安全地方基準を制定することができる。

省、自治区、直轄市人民政府の衛生行政部門は、食品安全地方基準の制定をとりまとめ、食品安全国家基準制定に関して本法が制定した規定を参照、執行しなければならないが、國務院衛生行政部門に届出する。

第二十五条 企業が製造する食品に食品安全国家基準又は地方基準がない場合は、企業基準を制定し、製造の依拠としなければならない。国は、食品製造企業が食品安全国家基準又は地方基準より厳しい企業基準を制定することを奨励する。企業基準は、省レベルの衛生行政部門に届出なければならないが、当該企業内部で適用しなければならない。

第二十六条 食品安全基準は、公衆に無料で閲覧できるよう提供しなければならない。

第四章 食品の製造・販売

第二十七条 食品の製造・販売にあたっては、食品安全基準を満たすとともに、以下の要求を満たさねばならない。

(一) 製造・販売する食品の品種、数量にふさわしい食品の原料処理と食品加工、包装、貯蔵等の場所を備え、その場所の環境を清潔に保ち、有毒、有害な場所およびその他の汚染源との間に規定の距離を保っていること。

(二) 製造・販売する食品の品種、数量にふさわしい製造・販売設備又は施設を有し、相応の消毒、更衣、洗面、採光、照明、通風、防腐、防塵、防蝇、防鼠、防虫、洗浄および廃水処理、ゴミおよび廃棄物の保管設備又は施設があること。

(三) 食品安全専門技術者、管理者および食品安全を保証する規則・制度を有していること。

(四) 合理的な設備配置と工程フローを備え、加工前の食品と直接口に入る食品、原料

と完成品の混合汚染を防止し、食品が有毒物と不清潔な物との接触を回避すること。

(五) 食器、飲用食器および直接口に入る食品を盛る容器は、使用前に洗浄、消毒しなければならない。調理器具は使用後に洗浄し、清潔に保たねばならないこと。

(六) 貯蔵、輸送および積み下ろしに用いる食品の容器、用具および設備は、安全、無害でなければならない。清潔に保ち、食品汚染を防止し、ならびに食品安全の保証に必要な温度等の特殊な要求を満たさなければならない。食品と有毒、有害な物品をいっしょに輸送してはならないこと。

(七) 直接口に入る食品は、小分けにして包装するか、無毒で、清潔な包装材料や食器を使用しなければならないこと。

(八) 食品製造・販売者は、自ら衛生的に保ち、食品を製造・販売する時には、手洗い、清潔な作業着、作業帽を着用する。また、包装されておらず直接口に入れる食品を販売する時は、無毒、清潔な販売用の器具を使用しなければならないこと。

(九) 水の使用は、国が規定する生活飲用水衛生基準を満たしていなければならないこと。

(十) 使用する洗剤、消毒剤は、人体に対して安全、無害でなければならないこと。

(十一) 法律、法規が定めるその他の要求。

第二十八条 次の食品の製造・販売を禁止する。

(一) 非食品原料を用いて製造した食品又は食品添加物以外の化学物質およびその他人の健康に危害を及ぼしうる物質を添加した食品、あるいは回収した食品を原料として製造した食品。

(二) 病原性微生物、残留農薬、残留動物用薬品、重金属、汚染物質およびその他人の健康に危害を及ぼす物質の含有量が食品安全基準の制限量を超えた食品。

(三) 栄養成分が食品安全基準に適合しない、乳幼児およびその他の特定グループへの

専門的供給を対象にした主食・補助食品。

(四) 腐敗変質した食品、油脂が酸化した食品、カビが生え虫がついた食品、汚れて不潔な食品、異物が混入した食品、不純物が混ざった食品又は感覚的に性状が異常な食品。

(五) 病死、毒死、又は死因不明の家禽、家畜、獣類、水産物およびその製品。

(六) 動物衛生監督機関の検疫を受けていない又は検疫で不合格となった肉類、或いは検査を受けていない又は検査で不合格となった肉類製品。

(七) 包装材料、容器、輸送器具等により汚染された食品。

(八) 品質保証期間を過ぎた食品。

(九) あらかじめ包装されたラベルがない食品。

(十) 国が、疾病防止等の特殊な必要性のために製造・販売を明確に禁止した食品。

(十一) その他、食品安全基準又は要求に適合しない食品。

第二十九条 国は、食品の製造・販売に対して許可制度を実施する。食品の製造、食品の流通、飲食サービスに従事する場合、法に基づき食品製造許可、食品流通許可、飲食サービス許可を取得しなければならない。

食品製造許可を取得した食品製造者がその製造場所で自ら製造した食品を販売する場合、食品流通の許可を取得する必要はない。飲食サービス許可を取得した飲食サービス業者がその飲食サービスの場所でその加工した食品を販売する場合、食品製造および食品流通の許可を取得する必要はない。農民が自ら栽培した食用農作物を販売する場合、食品流通の許可を取得する必要はない。

食品を製造・加工する小規模業者および食品の露天商が食品の製造・販売に従事する場合、本法が規定する、その製造・販売規模、条件に相応の食品安全面での要求に合致しなければならない。製造・販売するすべての食品が衛生的、無毒、無害であることを保証しなければならない。関連部門はそれに対する監督管理を強化しなければならない。具体的な管

理方法は、省、自治区、直轄市人民代表大会常務委員会が本法に基づき制定する。

第三十条 県レベル以上の地方人民政府は、食品の製造・加工を行う小規模業者が製造条件を改善することを奨励し、食品の露天商が取引市場や店舗等の固定的な場所に入って経営することを奨励する。

第三十一条 県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、『中華人民共和国行政許可法』の規定に基づき、申請者が提出した、本法第二十七条第一項から第四項が求める関連資料を審査し、必要な場合は、申請者の製造・販売場所に対して現場調査を実施する。規定の条件を満たしている場合は、許可を決定し、既定の条件を満たしていない場合は、不許可を決定し、あわせて書面で理由を説明する。

第三十二条 食品の製造・販売企業は、企業内に健全な食品安全管理制度を構築しなければならない。従業員に対する食品安全知識の研修を強化し、専任又は兼任で食品安全管理者を配置し、すべての製造・販売食品に対して検査業務を確実にを行い、法に基づいて食品の製造・販売活動に従事しなければならない。

第三十三条 国は、食品製造・販売する企業が適正製造規範（GMP）の要求を満たし、危害分析重要管理点（HACCP）を実施し、食品安全管理水準を向上させることを奨励する。

適正製造規範（GMP）、危害分析重要管理点（HACCP）認証を経た食品製造・販売企業に対して、認証機関は法に基づき追跡調査を実施しなければならない。認証の条件に適合しなかった企業に対しては、法に基づいて認証を取り消して、すみやかに関連の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門に通報し、社会一般に対しても公表する。認証機関が実施する追跡調査はいかなる費用も徴収しない。

第三十四条 食品製造・販売者は、従業員の健康管理制度を構築、実施しなければならない。伝染性の下痢、チフス、ウィルス性肝炎等の消化器伝染病にかかった従業員、および活動性肺結核、化膿性又は滲出性皮膚疾患等の食品安全に支障が生じる疾病にかかった

従業員は、直接口に入る食品に接触する業務に従事してはならない。

食品を製造・販売する従業員は、毎年健康診断を受けなければならない、健康証明を取得して初めて業務に就くことができる。

第三十五条 食用農産物の生産者は、食品安全基準および国の関連規定に基づいて、農薬、肥料、成長調整剤、動物用医薬品、飼料および飼料添加物等の農業投入財を使用しなければならない。食用農産物の生産企業および農民専業合作経済組織は、食用農産物の生産記録制度を構築しなければならない。

県レベル以上の農業行政部門は、農業投入財の使用に対する管理と指導を強化し、健全な農業投入財の安全使用制度を構築しなければならない。

第三十六条 食品製造者は、食品原料、食品添加物、食品関連製品を調達する場合、供給者の許可証および製品合格証明文書を確認しなければならない。合格証明文書を提出されない食品の原料に対しては、食品安全基準に基づき検査を実施しなければならない。食品安全基準に適合しない食品原料、食品添加物、食品関連製品を調達又は使用してはならない。

食品製造企業は、食品原料、食品添加物、食品関連製品の入荷確認記録制度を構築しなければならない、食品原料、食品添加物、食品関連製品の名称、規格、数量、提供者の名称および連絡方法、入荷日等の内容を事実の通り記録しなければならない。

食品原料、食品添加物、食品関連製品の入荷確認記録は真実でなければならない、保存期限は二年を下回ってはならない。

第三十七条 食品製造企業は、食品出荷検査記録制度を構築しなければならない、出荷する食品の検査合格証と安全状況を確認し、食品の名称、規格、数量、製造日、製造ロット番号、検査合格証番号、購入者の名称および連絡方法、販売日等の内容を事実の通り記録しなければならない。

食品出荷検査記録は、真実でなければならず、保存期限は二年を下回ってはならない。

第三十八条 食品、食品添加物および食品関連製品の製造者は、食品安全基準に基づいて、すべての製造した食品、食品添加物および食品関連製品に対する検査を実施しなければならず、検査に合格して初めて出荷又は販売することができる。

第三十九条 食品販売者は、食品を調達する際、供給者の許可証ならびに食品合格証明文書を確認しなければならない。

食品販売企業は、食品入荷確認記録制度を構築し、食品の名称、規格、数量、製造ロット番号、品質保証期間、供給者の名称及び連絡方法、入荷日等の内容を事実の通り記録しなければならない。

食品入荷確認記録は、真実でなければならず、保存期限は二年を下回ってはならない。

統一的な配送・販売方式を実施する食品販売企業は、企業の本部が統一的に供給者の許可証と食品合格証明文書を確認し、食品入荷確認記録を行うことができる。

第四十条 食品販売者は、食品安全を保障する要求に基づいて食品を保管し、定期的に在庫の食品を検査し、変質又は品質保証期間を過ぎた食品をすみやかに処分しなければならない。

第四十一条 食品販売者がばら売り食品を保管する際は、保管場所に食品の名称、製造日、品質保証期間、製造者の名称および連絡方法等の内容を明示しなければならない。

食品販売者がばら売り食品を販売する際は、ばら売り食品の容器の外側の包装に食品の名称、製造日、品質保証期間、製造・販売者の名称および連絡方法等の内容を明示しなければならない。

第四十二条 あらかじめ包装された食品の包装には、ラベルがなければならない。ラベルには以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 名称、規格、正味含有量、製造日
- (二) 成分又は配合表
- (三) 製造者の名称、所在地、連絡方法
- (四) 品質保証期間
- (五) 製品の基準コード
- (六) 保管条件
- (七) 使用したすべての食品添加物の国家基準における通用名称
- (八) 製造許可証番号
- (九) 法律、法規又は食品安全基準の規定で明記すべきとされているその他の事項。

乳幼児およびその他の特定グループに専門的に供給する主食・補助食品は、そのラベルに主な栄養成分およびその含有量を明示しなければならない。

第四十三条 国は、食品添加物の製造に対して許可制度を実施する。食品添加物の製造許可を申請する条件、手順は、国の工業製品製造許可証の管理に基づいて執行する。

第四十四条 新しい食品原料を利用して食品製造に従事すること、又は食品添加物の新品种、食品関連製品の新品目の製造に従事することを申請する団体又は個人は、国務院衛生行政部門に対して、関連する製品の安全性評価資料を提出しなければならない。国務院衛生行政部門は、申請を受けた日から 60 日以内に、関連製品の安全性評価資料に対する審査を実施しなければならない。食品安全の要求に適合する場合は、法に基づき許可することを決定し、公布する。食品安全の要求に適合しない場合は、不許可を決定して、理由を書面で説明する。

第四十五条 食品添加物は、技術上必要と認められ、かつリスク評価により安全で信頼できることが証明された場合に、はじめて使用許可範囲に組み入れることができる。国務院衛生行政部門は、技術的な必要性および食品安全リスク評価の結果に基づいて、食品添

加物の品種、使用範囲、使用量の基準をすみやかに改定しなければならない。

第四十六条 食品製造者は、食品添加物の品種、使用範囲、使用量に関する食品安全基準の規定に基づいて食品添加物を使用しなければならない。食品製造の過程で食品添加物以外の化学物質ならびに人の健康に危害を及ぼしうるその他の物質を使用してはならない。

第四十七条 食品添加物は、ラベル、説明書、包装がなければならない。ラベル、説明書は、本法第四十二条第一項第一号から第六号、第八号、第九号が規定する事項および食品添加物の使用範囲、使用量、使用方法を明記し、ラベル上には「食品添加物」の文字を明記しなければならない。

第四十八条 食品および食品添加物のラベル、説明書には、虚偽の内容、誇大な内容を記載してはならず、疾病予防、治療効能に言及してはならない。製造者は、ラベル、説明書に記載された内容について責任を負わねばならない。

食品および食品添加物のラベル、説明書は、はっきりと目立ち、識別しやすいものでなければならない。

食品および食品添加物は、そのラベル、説明書に記載された内容と一致しない場合、市場で販売してはならない。

第四十九条 食品販売者は、食品ラベルに表示された警告表示、警告説明又は注意事項の要求に基づいて、あらかじめ包装された食品を販売しなければならない。

第五十条 製造・販売食品には、薬品を添加してはならない。但し、伝統的な食品や漢方薬材でもある物質は添加することができる。伝統的食品でもあり漢方薬材でもある物質の目録は、国務院衛生行政部門が制定し、公布する。

第五十一条 国は、特定保健機能を有すると謳う食品に対して厳格な監督・管理を実施する。関連する監督管理部門は、法に基づき職責を履行し、責任を負わねばならない。具体的な管理方法は、国務院が規定する。

特定保健機能を有すると謳う食品は、人体に対して急性、亜急性又は慢性の危害を与えてはならず、そのラベル、説明書は疾病予防、治療機能に言及してはならず、内容は真実でなければならず、飲食に適する人々と、適さない人々、効能成分又は象徴的成分およびその含有量等を明記しなければならない。製品の機能と成分は、ラベルおよび説明書と一致しなければならない。

第五十二条 取引市場の開設者、売場の貸主および展示販売会の主催者は、入場する食品販売者の許可証を審査し、入場する食品販売者の食品安全管理責任を明確にし、入場する食品販売者の販売環境と条件を定期的に検査しなければならない。食品販売者に本法の規定に違反する行為が判明した場合、すみやかに制止しなければならない。あわせてただちに所在地の県レベルの工商行政管理部門又は食品薬品監督管理部門に報告しなければならない。

集中的な取引市場の開設者、売場の貸主および展示販売会の主催者は、前項に規定する義務を履行せず、その市場において食品安全事故が発生した場合、連帯責任を負わねばならない。

第五十三条 国は食品リコール制度を構築する。食品製造者は、その製造する食品が食品安全基準に適合しないことを発見した場合、ただちに製造を停止し、すでに市場で販売している食品をリコールしなければならない。関連の製造・販売者および消費者に通知し、ならびにリコールと通知の状況を記録しなければならない。

食品販売者は、その販売する食品が食品安全基準に適合しないことを発見した場合、ただちに販売を停止し、関連する製造・販売者および消費者に通知し、ならびに販売の停止と通知の状況を記録しなければならない。食品製造者がリコールすべきと判断した場合、ただちにリコールしなければならない。

食品製造者は、リコールした食品に対して、改善、無害化处理、廃棄等の措置を施さな

ければならず、ならびに、食品のリコールと処理の状況を県レベル以上の品質監督部門に報告しなければならない。

食品の製造・販売者は、食品安全基準に適合しない食品を、本条の規定通りにリコール又は販売停止しない場合、県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品藥品監督管理部門はリコール又は販売停止を命ずることができる。

第五十四条 食品広告の内容は、真実で合法的でなければならず、虚偽、誇大な内容を含めてはならず、疾病予防、治療効能に言及してはならない。

食品安全監督管理部門又は食品検査の職責を担う機関、食品業種協会、消費者協会は、広告又はその他の形式で消費者に食品を推薦してはならない。

第五十五条 社会团体又はその他の組織、個人は、虚偽の広告の中で消費者に食品を推薦し、消費者の合法的權益が損なわれた場合、食品製造・販売者と連帯責任を負う。

第五十六条 地方の各レベルの人民政府は、食品の大規模な製造とチェーン販売・配送を奨励する。

第五章 食品の検査

第五十七条 食品検査機関は、国の関連する認証認可の規定に基づいて、資格認定を取得した後にはじめて食品検査業務に従事することができる。但し、法律に別途規定がある場合は除く。

食品検査機関の資格認定条件および検査規範は、国务院衛生行政部門が規定する。

本法の施行前に、国务院の関連主管部門の許可を経て設立あるいは法に基づいて認定を得た食品検査機関は、本法に基づいて食品検査業務に継続的に従事することができる。

第五十八条 食品検査は、食品検査機関が指定した検査員が単独で実施する。

検査員は、関連する法律、法規の規定に基づかなければならず、ならびに食品安全基準

と検査規範に基づいて食品を検査し、科学を尊重し、職業道徳を厳格に遵守し、検査データと結論が客観的、公正であることを保証しなければならず、虚偽の検査報告を発行してはならない。

第五十九条 食品検査は、食品検査機関と検査員の責任制を実行する。食品検査報告は、食品検査機関の公印を押印しなければならず、ならびに検査員の署名または捺印もしなければならぬ。食品検査機関と検査員は、発行した食品検査報告の責任を負う。

第六十条 食品安全監督管理部門は、食品に対して検査の免除を実施してはならない。

県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、食品に対して定期又は不定期のサンプル検査を実施しなければならない。サンプル検査の実施は、サンプル抽出したサンプルを購入しなければならず、検査費用やその他のいかなる費用を徴収してはならない。

県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、執法業務の中において、食品に対する検査を実施する必要がある場合、本法の規定に適合した食品検査機関に実施を委託しなければならず、ならびに関連費用を支払わなければならない。検査の結論に対して異議がある場合、法に基づいて再検査を実施することができる。

第六十一条 食品製造・販売企業は、製造したすべての食品に対して、自ら検査を行うことができ、本法の規定に適合する食品検査機関に検査の実施を委託することもできる。

食品業種協会等の組織および消費者が、食品検査機関に食品の検査の実施を委託する必要がある場合、本法の規定に適合する食品検査機関に委託しなければならない。

第六章 食品の輸出入

第六十二条 輸入する食品、食品添加物および食品関連製品は、わが国の食品安全国家基準に合致しなければならない。

輸入食品は、輸出入検査検疫機関の検査の合格を経た後、税関は輸出入検査検疫機関が署名発行した通関証明書に基づいて通関を許可する。

第六十三条 食品安全国家基準がない食品を輸入する場合、又は食品添加物の新しい品種や食品関連製品の新しい品種を初めて輸入する場合、輸入業者は国務院衛生行政部門に申請、ならびに関連する安全性評価資料を提出しなければならない。国務院衛生行政部門は、本法第四十四条の規定に基づいて許可するか否かの決定を下すとともに、相当する食品安全国家基準をすみやかに制定する。

第六十四条 国外で発生した食品安全事件がわが国国内に対して影響をもたらす可能性がある場合、又は輸入する食品に深刻な食品安全上の問題を発見した場合、国家輸出入検査検疫部門はすみやかにリスク警報又は制御措置を講じ、国務院衛生行政部門、農業行政部門、工商行政管理部門および国家食品薬品監督管理部門に通報しなければならない。通報を受けた部門は、すみやかに相応の措置を講じなければならない。

第六十五条 わが国国内に食品を輸出する輸出業者又は代理業者は、国家輸出入検査検疫部門に届け出を行わなければならない。わが国国内に食品を輸出する国外の食品製造企業は、国家輸出入検査検疫部門の登録を経なければならない。

国家輸出入検査検疫部門は、すでに届け出を行った輸出業者、代理業者およびすでに登録された国外の食品製造企業のリストを定期的に公表しなければならない。

第六十六条 あらかじめ包装された食品を輸入する場合、中国語のラベルと中国語の説明書がなければならない。ラベル、説明書は、本法およびわが国の他の関連する法律、行政法規の規定および食品安全国家基準の要求に合致しなければならず、食品の原産地および国内の代理業者の名称、所在地、連絡方法を明記しなければならない。あらかじめ包装された食品に中国語ラベルおよび中国語説明書がない場合、又はラベルおよび説明書が本条の規定に合致しない場合、輸入してはならない。

第六十七条 輸入業者は、食品の輸入と販売の記録制度を構築しなければならない。食品の名称、規格、数量、製造日、製造ロット番号又は輸入ロット番号、品質保証期間、輸出業者と輸入業者の名称、連絡方法、納品日等の内容を真実に基づいて記録しなければならない。

食品の輸入と販売の記録は、真実でなければならない。保存期限は二年を下回ってはならない。

第六十八条 輸出する食品は、輸出入検査検疫機関が監督、サンプル検査を実施し、税関は輸出入検査検疫機関が署名発行した証明書に基づいて通関を許可する。

輸出食品製造企業および輸出食品の原料の作付農場と養殖場は、国家輸出入検査検疫部門に届け出なければならない。

第六十九条 国家輸出入検査検疫部門は、輸出入食品の安全情報を収集、総括しなければならない。ならびに関連部門、機関および企業にすみやかに通報しなければならない。

国家輸出入検査検疫部門は、輸出入食品の輸入業者、輸出業者および輸出食品製造企業の信用記録を構築、公表しなければならない。不良記録がある輸入業者、輸出業者および輸出食品製造企業に対して、その輸出入食品に対する検査検疫を強化しなければならない。

第七章 食品安全事故の処理

第七十条 国務院は、国家食品安全事故緊急対策案の制定をとりまとめる。

県レベル以上の地方人民政府は、関連する法律、法規の規定、上のレベルの人民政府の食品安全事故緊急対策案および当該地域の実情に基づいて、行政地域の食品安全事故緊急対策案を制定し、ならびに1つ上のレベルの人民政府に届け出なければならない。

食品製造・販売企業は、食品安全事故処理案を制定し、当該企業の各種食品安全防止措置の実施状況を定期的に検査し、食品安全事故の潜在的可能性をすみやかに取り除かなければ

ればならない。

第七十一条 食品安全事故を引き起こした団体は、ただちに処理を執り、事故の拡大を防止しなければならない。事故を引き起こした団体と病人を受け入れて治療を行った団体は、事故が発生した県レベルの衛生行政部門にすみやかに報告しなければならない。

農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、日常の監督管理の中で食品安全事故を発見した場合、又は食品安全事故に関する通報を受けた場合、ただちに衛生行政部門に通報しなければならない。

重大な食品事故が発生した場合、報告を受けた県レベル衛生行政部門は、規定に基づいて、当該レベル人民政府および上のレベルの人民政府衛生行政部門に報告しなければならない。県レベル人民政府および上のレベルの人民政府衛生行政部門は、規定に基づいて更に上のレベルの人民政府に報告しなければならない。

いかなる団体又は個人であっても、食品安全事故に対する隠匿、虚偽の報告、報告の遅延をしてはならず、関連する証拠を隠滅してはならない。

第七十二条 県レベル以上衛生行政部門は、食品安全事故の報告を受けた後、ただちに関連する農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門と共同で調査・処理を行い、以下の措置を講じて社会的な危害を防止又は軽減しなければならない。

(一) 緊急救援業務を展開し、食品安全事故によって身体的傷害がもたらされた人に対して、衛生行政部門はただちに応急措置をとりまとめる。

(二) 食品安全事故を引き起こした可能性がある食品およびその原料を密封保存し、ただちに検査を実施する。汚染が確認された食品およびその原料に対して、食品製造・販売者は、本法第五十三条の規定に基づいて、リコール、販売の停止、ならびに廃棄を命ずる。

(三) 汚染された食品用器具および用具を密封保存し、ならびに洗浄消毒の実施を命ずる。

る。

(四) 情報公開業務を確実にいき、法に基づいて食品安全事故およびその処理状況を発表し、ならびに生じうる危害に対して解釈と説明を加える。

重大な食品安全事故が発生した場合、県レベル以上の人民政府は、ただちに食品安全事故処理指揮機関を設置し、緊急対策案を始動させ、前項の規定に基づいて処理を実施しなければならない。

第七十三条 重大な食品安全事故が発生した場合、区にある市レベル以上の人民政府衛生行政部門は、関連部門と共同でただちに事故責任調査を実施し、関連部門に職責の履行を促し、同レベルの人民政府に事故責任調査処理報告を提出しなければならない。

重大な食品安全事故が2つ以上の省、自治区、直轄市に跨る場合、国务院衛生行政部門が前項の規定に基づいて事故責任調査をとりまとめる。

第七十四条 食品安全事故が発生した場合、県レベル以上の疾病予防コントロール機関は、衛生行政部門および関連部門と協力して、事故現場の衛生処理を実施し、食品安全事故と関係する原因に対する疫学的調査を実施する。

第七十五条 食品安全事故を調査する場合は、事故団体の責任を明らかにすることを除いて、監督管理および認証の職責を負う監督管理部門、認証機構の職員の職責不履行、汚職行為についても調査し明らかにしなければならない。

第八章 監督管理

第七十六条 県レベル以上の地方人民政府は、同レベルの衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門を組織して、同行政区域の食品安全年度監督管理計画を制定し、ならびに年度計画に基づいて業務を展開するよう組織する。

第七十七条 県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門

は、各自の食品安全監督管理の職責を履行し、以下の措置をとる権限を有する。

(一) 製造・販売場所に立ち入りした現場検査の実施

(二) 製造・販売する食品に対するサンプル検査の実施

(三) 関連する契約、領収書、帳簿およびその他関連の資料の調査、複製

(四) 食品安全基準に適合しないことを証明する証拠がある食品、違法に使用された食品原料、食品添加物、食品関連製品、および違法な製造・販売に用いられた又は汚染された器具や設備の密封保存および差押

(五) 違法に食品製造・販売活動に従事した場所の閉鎖

県レベル以上の農業行政部門は、「中華人民共和国農産物品質安全法」が規定する職責に基づいて、食用農産物に対して監督管理を実施しなければならない。

第七十八条 県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門

は、食品製造・販売者に対する監督検査を実施する場合、監督検査の状況および処理の結果を記録しなければならない。監督検査記録は、監督検査員と食品製造・販売者の署名を経た後に保存する。

第七十九条 県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門

は、食品製造・販売者食品安全信用記録書類を構築し、許可発行、日常的監督検査の結果、違法行為の取り締まり等の状況を記録しなければならない。また、食品安全信用記録書類の記録に基づき、不良な信用記録のある食品製造・販売者に対する監督検査の頻度を高める。

第八十条 県レベル以上の衛生行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品

監督管理部門は、コンサルティング、クレーム、通報を受けた際、その内容が当該部門の職責の範囲にあたる場合は受理、ならびにすみやかに回答、確認、処理を行わなければな

らない。当該部門の職責の範囲にあたらぬ場合は、処理権限を有する部門に処理について書面で通知、ならびに移行しなければならない。処理権限を有する部門はすみやかに処理しなければならない、処理責任を転嫁してはならない。食品安全事故である場合には、本法第七章の関連規定に基づいて処理する。

第八十一条 県レベル以上の衛生行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、法定の権限および手続きに基づいて、食品安全監督管理の職責を履行しなければならない。製造・販売者の同一の違法行為に対して2回以上の罰金の行政処罰を行ってはならない。犯罪の容疑がある場合には、法に基づいて公安機関に移送しなければならない。

第八十二条 国は、食品安全情報統一公表制度を構築する。以下の情報は、国务院衛生行政部門が統一的に公表する。

- (一) 国家食品安全の全体的情況
- (二) 食品安全リスク評価情報および食品安全リスク警告情報
- (三) 重大な食品安全事故およびその処理に関する情報
- (四) その他重要な食品安全情報および国务院が統一的に公表する必要があると確定した情報

前項第二項、第三項が規定する情報について、その影響が特定地域に限られている場合には、関連の省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門が公表してもよい。県レベル以上の農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、それぞれの職責に基づいて食品安全日常監督管理情報を公表する

食品安全監督管理部門が情報を公表する場合は、正確、すみやか、客観的でなければならない。

第八十三条 県レベル以上の地方衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行

政管理部門、食品薬品監督管理部門は、本法第八十二条第一項が規定する、統一的公表を要する情報を知り得た場合、上のレベルの主管部門に報告し、上のレベルの主管部門がただちに国务院衛生行政部門に報告する。必要な場合には、直接、国务院衛生行政部門に報告する。

県レベル以上の衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、知り得た食品安全情報を相互に通報しなければならない。

第九章 法律責任

第八十四条 本法の規定に違反し、許可を経ずに食品の製造・販売に従事、又は許可を経ずに食品添加物を製造した場合、関連する主管部門が各職責に基づいて、違法な所得、違法に製造・販売した食品、食品添加物および違法な製造・販売した道具、設備、原料等を用いた物品を没収する。違法に製造・販売した食品、食品添加物の価値が一万元に満たない場合、二千元以上五万元以下の罰金を課し、価値が一万元以上の場合、その金額の五倍以上十倍以下の罰金を課す。

第八十五条 本法の規定に違反し、以下の状況の1つにあてはまる場合、関連主管部門が各職責に基づいて、違法な所得、違法に製造・販売した食品および違法な製造・販売した道具、設備、原料等を用いた物品を没収する。違法に製造・販売した食品の価値が一万元に満たない場合、二千元以上五万元以下の罰金を課し、価値が一万元以上の場合、その金額の五倍以上十倍以下の罰金を課す。状況が深刻な場合は、許可証を没収する。

(一) 非食品原料を用い製造した食品、又は食品中に食品添加物以外の化学物質およびその他人体の健康に危害を与えうる物質の添加、又はリコールした食品を原料として食品を製造したとき。

(二) 病原性微生物、残留農薬、残留動物用薬品、重金属、汚染物質およびその他人体

の健康に危害を与える物質の含有量が食品安全基準の制限量を超える食品を製造・販売したとき。

(三) 栄養成分が食品安全基準に適合しない乳幼児およびその他の特定グループに専用供給する主食・補助食品を製造・販売したとき。

(四) 腐敗変質、油脂酸化、カビ生虫、不潔汚染、異物混入、不純物が混ざった食品又は感覚的に性状が異常な食品を販売したとき。

(五) 病死、毒死、又は死因不明の家禽、家畜、獣類、水性動物の肉類の販売、又は、病死、毒死、又は死因不明の家禽、家畜、獣類、水性動物の肉類の製品を製造・販売したとき。

(六) 動物衛生監督機関の検疫を経ていない、又は検疫で不合格となった肉類の販売、又は検査を経ていない、又は検査で不合格となった肉類製品を製造・販売したとき。

(七) 品質保証期間を過ぎた食品を販売したとき。

(八) 国が、疾病防止等の特殊な必要性のために製造・販売の禁止を明文化した食品を製造・販売したとき。

(九) 新しい食品原料を用いて食品の製造に従事、又は食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種を製造したが、安全性の評価を経ていないとき。

(十) 食品の製造・販売者が、関連する主管部門から食品安全基準に適合しない食品のリコール又は販売停止を命ぜられた後にもリコール、又は販売停止していないとき。

第八十六条 本法の規定に違反し、以下の状況の1つにあてはまる場合、関連主管部門が各職責に基づいて、違法な所得、違法に製造・販売した食品および違法な製造・販売した器具、設備、原料等を用いた物品を没収する。違法に製造・販売した食品の価値が一万元に満たない場合、二千元以上五万元以下の罰金を課し、価値金額が一万元以上の場合、その価値金額の二倍以上五倍以下の罰金を課す。状況が深刻な場合は、製造停止、営業停

止、許可証を没収するまで責任をもって命令する。

(一) 包装資材、容器、輸送器具等により汚染された食品を販売したとき。

(二) ラベルのない包装食品、食品添加物、又はラベル、説明書が本法の規定に合致しない食品、食品添加物を製造・販売したとき。

(三) 食品製造者が、食品安全基準に合致しない食品原料、食品添加物、食品関連製品を購入、使用したとき。

(四) 食品製造・販売者が食品中に薬品を添加したとき。

第八十七条 本法の規定に違反し、以下の状況の1つにあてはまる場合、関連主管部門が各職責に基づいて、改善を命じ、予め警告する。改善を拒んだ場合、二千元以上二万元以下の罰金を課す。状況が深刻な場合は、製造停止、営業停止、許可証を没収するまで責任をもって命令する。

(一) 購入した食品原料および製造した食品、食品添加物、食品関連製品に対して検査を行っていないとき。

(二) 確認記録制度、および出荷検査記録制度の構築ならびに遵守していないとき。

(三) 食品安全企業基準を制定したが、本法の規定に基づいて届出していないとき。

(四) 規定の要求に基づいて食品の保管、販売又は在庫食品の整理を行っていないとき。

(五) 入荷時に、許可証および関連証明書の確認を行っていないとき。

(六) 製造した食品、食品添加物のラベル、説明書が疾病予防、治療の効能に言及しているとき。

(七) 本法第三十四条に示した疾病者が直接口に入る食品に接触する業務に従事しているとき。

第八十八条 本法の規定に違反し、食品事故発生後に事故を起こした団体が処理、報告を行わなかった場合、関連主管部門が各職責に基づいて、改善を命じ、予め警告する。関

連証拠を隠滅した場合、製造と営業の停止を命じ、二千元以上十万元以下の罰金を課す。

深刻な結果が生じた場合は、もとの許可証発行部門が許可証を没収する。

第八十九条 本法の規定に違反し、以下の状況の1つにあてはまる場合、本法第八十五条の規定に基づき処罰する。

(一) わが国の食品安全国家基準に合致しない食品を輸入したとき。

(二) 食品安全国家基準がない食品を輸入し、又は食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種を初めて輸入するのに、安全性の評価を得ていないとき。

(三) 輸出業者が本法の規定を遵守せずに食品を輸出したとき。

本法の規定に違反して、輸入業者が食品輸入販売記録制度を構築、ならびに遵守していない場合、本法第八十七条の規定に基づき処罰を課す。

第九十条 本法の規定に違反し、集中的な取引市場の開設者、売場貸主、展示会主催者が、許可を取得していない食品販売者に市場での食品販売を許した場合、又は検査、報告等の義務を履行しなかった場合、関連主管部門が各職責に基づいて、二千元以上五万元以下の罰金を課す。深刻な結果が生じた場合は、営業の停止を命じ、もとの許可証発行部門が許可証を没収する。

第九十一条 本法の規定に違反し、要求に基づかず食品の輸送を行った場合、関連主管部門が各職責に基づいて、改善を命じ、予め警告する。ならびに改善を拒んだ場合、製造・販売の停止、営業停止を命じ、二千元以上五万元以下の罰金を課す。状況が深刻な場合、もとの許可証発行部門が許可証を没収する。

第九十二条 食品の製造、流通又は飲食サービスの許可証を没収された団体で直接責任を負っていた主管者は、処罰決定が下された日から五年間、食品の製造・販売の管理業務に従事してはならない。

食品の製造・販売者が食品の製造・販売の管理業務に従事してはならない者を雇用して

管理業務に従事させた場合、許可証発行部門により許可証を没収する。

第九十三条 本法の規定に違反して、食品検査機関、食品検査員が虚偽の検査報告を出した場合、その資格を与えた主管部門又は機関が当該検査機関の検査資格を取り消す。法に基づいて、検査機関で直接責任を負う担当者および食品検査員に対して免職又は除名処分とする。

本法の規定に違反して、刑事処罰又は除名処分を受けた食品検査機関の人員は、刑罰執行完了又は処分決定が下された日から十年間、食品検査業務に従事してはならない。食品検査機関が食品検査業務に従事してはならない者を雇用した場合、その資格を与えた主管部門又は機関が当該検査機関の検査資格を取り消しする。

第九十四条 本法の規定に違反して、広告において食品の品質に対する虚偽の宣伝を行い、消費者を欺いた場合、「中華人民共和国広告法」の規定に基づいて処罰する。

本法の規定に違反し、食品安全監督管理部門又は食品検査の職責を負う機関、食品業種協会、消費者協会が広告又はその他の形式で消費者に食品を推薦した場合、関連主管部門は違法所得を没収し、法に基づいて、直接責任を負う担当者およびその他の直接的責任者に対して、重大過失記録、降格又は免職の処分を行う。

第九十五条 本法の規定に違反して、県レベル以上の地方人民政府が食品安全監督管理の職責を履行せず、その行政区域で重大な食品事故が発生し、深刻な社会的影響をもたらされた場合、法に基づいて、直接責任を負う担当者およびその他の直接的責任者に対して、重大過失記録、降格、免職又は除名処分を行う。

本法の規定に違反して、県レベル以上の衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門又はその他関連行政部門は本法が規定する職責を履行しなかった場合、又は職権を濫用したり、職務を疎かにしたり、不正を働いたりした場合、法に基づいて、直接的責任を負う担当者およびその他の直接的責任者に対し、重

大過失の記録又は降格処分を行う。深刻な結果をもたらした場合は、免職又は除名の処分を行う。その主要な責任者は引責辞職しなければならない。

第九十六条 本法の規定に違反して、人身、財産又はその他の損害をもたらした場合は、法に基づいて賠償責任を負わねばならない。

食品安全基準に適合しない食品を製造した場合、又は食品安全基準に適合しない食品であることを知りながら販売した場合、消費者は損害賠償を請求すること以外に、製造者又は販売者に対して支払い金額の十倍の賠償金を請求することができる。

第九十七条 本法の規定に違反して、民事賠償責任および違約金、罰則金の支払い義務を負い、一括して支払いできない場合、まず民事賠償責任を負う。

第九十八条 本法の規定に違反して、犯罪が成立する場合、法に基づいて刑事責任を追究する。

第十章 附 則

第九十九条 本法の以下の用語は次の意味を表す。

食品：人の食用又は飲用に供する各種の完成品と原料および伝統的に食品でもあり薬品でもある物品を指す。但し、治療を目的とする物品は含まない。

食品安全：食品が無毒、無害で、しかるべき栄養要求に合致し、人の健康に対していかなる急性、亜急性又は慢性の危害ももたらさないことを指す。

あらかじめ包装された食品：あらかじめ定量包装された、又は包装材料、容器の中に作られた食品を指す。

食品添加物：食品の品質や色、香り、味を改善するため、および防腐、鮮度保持、加工技術上の必要性から食品中に加える人工的に合成された物質又は天然の物質を指す。

食品に用いる包装材料および容器：食品又は食品添加物を包装し、盛り付けするために

用いる、紙、竹、木、金属、ホーロー、陶磁器、ビニル、ゴム、天然繊維、化学繊維、ガラス等の製品、および直接食品又は食品添加物に接触する塗料を指す。

食品の製造・販売に用いる器具、設備：食品又は食品添加物の製造、流通、使用の過程で、直接食品又は食品添加物に接触する機械、パイプ、コンベア、容器、用具、食器等を指す。

食品に用いる洗剤、消毒剤：食品、食器、飲用食器及び直接食品に接触する器具、設備又は食品包装材料、容器の洗浄又は消毒に直接用いる物質を指す。

品質保証期間：あらかじめ包装された食品のラベルに明記された保存条件の下で品質が保持される期間を指す。

食源性疾病：食品中の病原性要素が人体に入って引き起こす感染性、中毒性等の疾病を指す。

食中毒：有毒有害物質に汚染された食品を食用した、又は毒有害物質が含まれた食品を食用した後に出現した急性、亜急性の疾病を指す。

食品安全事故：食物中毒、食源性疾病、食品汚染等、食品を源として、人体の健康に危害を与える、又は危害を与えうる事故を指す。

第百条 食品の製造・販売者が本法施行前にすでに相応する許可証を取得している場合、その許可証は引き続き有効とする。

第百一条 乳製品、遺伝子組み換え食品、生きた豚のと畜、酒類と食塩の食品安全管理は本法を適用する。法律、行政法規に別途規定がある場合には、その規定に基づく。

第百二条 鉄道運営における食品安全の管理方法は、国务院衛生行政部門が国务院関連部門と共同で、本法に基づいて制定する。

軍隊専用食品、自給食品の食品安全管理方法は、中央軍事委員会が本法に基づいて制定する。

第百三条 国務院は、實際の必要に応じて、食品安全監督管理体制を調整することができる。

第百四条 本法は2009年6月1日より施行する。「中華人民共和国食品衛生法」は同時に廃止する。